

【契約書】農業用 LED 電球レンタル

第 1 条 (契約の目的)

甲は、乙に対し、農業用途に使用する以下の機器（以下「本機器」という）をレンタルし、乙はこれを借り受ける。

- 商品名：農業用 LED 電球
- 型番：SE-9A-RWFR
- 数量：別紙見積書記載の通り

第 2 条 (レンタル期間)

1. 本契約のレンタル期間は、契約開始日より 1 年間とする。
2. 期間満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、本契約は同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 自動更新は最長 5 年間（当初期間含む）までとする。

第 3 条 (レンタル料)

1. 乙は、甲に対し、本機器のレンタル料として、別紙見積書に定める年額レンタル料を支払うものとする。
2. 前項のレンタル料には、本機器の使用料および通常使用における LED 電球本体の不具合対応費のみを含む。
3. 設置工事費、初期調整費、定期点検費、清掃費、維持管理費その他これらに類する費用は、本レンタル料には含まれず、すべて乙の負担とする。

第 4 条 (支払条件)

1. 乙は、第 3 条に定める年額レンタル料を、利用開始日の属する前月の末日までに支払うものとする。更新時も同様とし、更新期間前月の末日までに支払う。

2. 支払方法は、甲指定の銀行口座への振込によるものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第5条（設置および保守管理）

1. 本機器の設置工事、初期調整、電源工事、設置環境の整備等は、すべて乙の責任および費用において行うものとする。
2. 通常の使用状態において発生したLED電球本体の自然故障または製造上の不具合については、甲は無償で代替品の送付または修理を行う。この場合の往復送料については、発送は甲、返送は乙の負担とする。
3. 前項の無償対応はLED電球本体のみに限定され、設置環境、配線、器具、制御装置、電源設備等に起因する不具合は含まれない。
4. 乙の故意または過失、誤使用、不適切な設置・管理、天災地変等に起因する故障・損傷については、修理・交換費用はすべて乙の負担とする。

第6条（中途解約）

1. 乙は、レンタル期間中であっても、契約満了日の1か月前までに甲に通知することで、本契約を中途解約することができる。
2. 前項の場合、既に支払われた当該年度分の年額レンタル料は、理由のいかんを問わず返金されない。
3. 本契約が5年間に達する前に終了した場合、乙は甲の指示に従い、本機器を速やかに自己の費用で返却するものとする。

第7条（所有権および無償譲渡）

1. 本機器の所有権は、レンタル期間中は甲に帰属する。
2. 本契約が5年間満了し、かつ乙にレンタル料の未払いがない場合、6年目開始時点（5年間の期間満了日の翌日）をもって、本機器の所有権は甲から乙へ無償で譲渡されるものとする。

第8条（禁止事項）

乙は、本機器を第三者に転貸、譲渡、担保提供、または分解・改造してはならない。

第9条（契約解除）

1. 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除し、本機器の返還を請求できるものとする。(1) レンタル料の支払いを怠ったとき。(2) 本契約の条項に違反したとき。
2. 前項により本契約が解除された場合、乙は期限の利益を失い、直ちに未払賃料全額を支払わなければならない。
3. 本契約が解除された場合、乙は甲に対し、甲または甲の指定する者が本機器の設置場所に立ち入り、本機器を回収することに同意し、これに協力するものとする。

第10条（免責および損害賠償）

1. 本機器の使用に関して、乙または第三者に生じた損害（農作物の育成不良、収穫減少等を含むがこれらに限られない）について、甲は一切の責任を負わない。
2. 乙が本契約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙はその損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

【貸主（甲）】

会社名：アスター株式会社 代表者：代表取締役 垣田章夫 印

所在地：東京都中央区銀座 1-15-7 MAC 銀座ビル 3F

電話番号：03-5524-5776

【借主（乙）】

氏名（法人名）： 印

住所：

電話番号：